

第1回南相馬市議会議員政治倫理審査会会議録
(令和6年10月3日)

福島県南相馬市議会

南 相 馬 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 審 査 会 会 議 録

1 日時 令和6年10月3日(木)

2 場所 市役所本庁舎 4階 議員控室

3 会議時間 開会 午前 10時00分
閉会 午前 11時11分

4 出席委員(9人)

委員長	太田 淳一	副委員長	田中 京子	委員	大岩 常男
委員	中川 庄一	委員	鈴木 昌一	委員	今村 裕
委員	小川 尚一	委員	渡部 寛一	委員	志賀 稔宗
議長	平田 武	副議長	竹野 光雄		

5 欠席委員
なし

6 説明のため出席した者の職氏名
なし

7 担当書記 門馬 哲也

8 本日の会議に付した事件
(1) 正副委員長の互選について
(2) 審査付託
(3) 今後のスケジュールについて
(4) その他

9 署名 委員長 太田 淳一

午前10時00分 開会

○臨時委員長（志賀稔宗君）

ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しております。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

審査の順序については、お手元に配布してございます、審査順序表のとおり行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（志賀稔宗君）

御異議なしと認めます。

よって、審査の順序については、審査順序表のとおり行うことに決しました。

（1）正副委員長の互選を行います。

まず初めに、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（志賀稔宗君）

御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、指名推選を願います。

○委員（今村裕君）

太田淳一委員を推選します。

○臨時委員長（志賀稔宗君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（志賀稔宗君）

なければ、ただいま今村委員から太田淳一委員を委員長に指名推選したい旨の発言がありました。

お諮りいたします。

ただいまの指名推選のとおり、太田淳一委員を当選人と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時委員長（志賀稔宗君）

御異議なしと認めます。

よって、太田淳一委員が委員長に当選されました。

太田委員長の御挨拶をお願いいたします。

○委員長（太田淳一君）

ただいまご指名いただきまして委員長に推挙された太田でございます。

なにぶん初めての政治倫理審査会の委員長ということをするところでありまして、私も当然ながら不慣れな部分ありますが、委員の皆様のご協力を持って委員会を円滑に進めていければなというふうに思っておりますので、委員各位の皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長（志賀稔宗君）

ここで、委員長を交代いたします。

暫時休憩します。

午前10時 3分 休憩

午前10時 3分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開します。

次に、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、指名推選を願います。

○委員（今村裕君）

田中京子委員をご推薦申し上げたいと思います。

○委員長（太田淳一君）

他にございますか。

○委員（田中京子さん）

私でなく、受けかねますので、どなたか別な人を推薦したいと思います。

○委員長（太田淳一君）

他に推薦される方が、田中委員の方からこういったご意見がありましたが、他に委員の皆さんから推薦される方いらっしゃいますでしょうか。

○委員（田中京子さん）

今村委員にお願いしたいと思います。

○委員長（太田淳一君）

その他ございますか。

暫時休憩します。

午前10時 5分 休憩

午前10時 7分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開します。

○委員（田中京子さん）

ただいまの今村委員の推薦を取り消しいたします。

○委員長（太田淳一君）

ただいま田中委員の方から今村委員の方の推薦を取り消すということがご意見ございましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

なければ、今村委員から御指名がありました田中京子委員を副委員長に指名推選したい旨の発言がありました。

お諮りいたします。ただいま指名推選のとおり田中委員を当選人に決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よって田中委員が副委員長に当選されました。

田中副委員長のご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（田中京子さん）

副委員長を受けさせていただきます田中京子でございます。

一生懸命委員長を支えていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力もよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○委員長（太田淳一君）

暫時休憩します。

午前10時 8分 休憩

午前10時 9分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開します。

次に、（２）審査付託に入ります。

議長より御説明をお願いします。

○議長（平田武君）

皆さまご苦勞様です。

審査付託書については、タブレットに格納してあるとおりではありますが、若干ご説明させていただきたいと思っております。

令和6年9月12日付けで田中一正議員ほか4名の議員から審査請求書の提出があり、政治倫理条例施行規程第3条第3項の規定に基づき審査請求書を受理しました。

このことから、政治倫理条例第6条の規定により、審査会を設置させていただき、同条例第7条第2項の規定により、皆さまを審査会の委員として指名させていただいたところ です。

審査請求の内容は、郡俊彦議員が、令和6年7月1日の本会議において、議長から発言の取り消し命令を受けるもこれを拒否し、懲罰を受けたが、後日自身が発行したチラシに、懲罰を否定する内容や不穏当発言と指摘された文言を掲載した行為は、政治倫理条例第4条第1号に規定する遵守事項に反する疑いを指摘しているものであります。

条例施行規程第3条第3項の規定により、本件を審査会に付託いたしますので、審査についてよろしくお願いいたします。

○委員長（太田淳一君）

ただいま、議長より審査付託及び説明がございました。

審査請求書の内容についての質疑は後日提出者をお呼びして行うこととなりますが、審査付託について質疑等ございますか。

○委員（小川尚一君）

資料として、そのチラシというのはタブレットに入ってますか。

○事務局次長（門馬哲也君）

先ほど申し上げましたタブレットの本日開催の政治倫理審査会のフォルダを開いていただきまして、一番左が開催通知文書でございます。その右側に審査付託書がございます。その隣に審査請求書がございます。これを開いていただきますと、添付書類として後ろの方に書類がございます。

○委員長（太田淳一君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

なければ、次に、（３）今後のスケジュールに入ります。
事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（門馬哲也君）

本市議会として初めての審査会の設置でありますので、他自治体の議会を参考に進めてまいりたいと思います。他議会で設置した審査会を見ますと、審査付託後、審査請求書提出者からの説明及び質疑応答、対象者への事情聴取及び質疑応答、審査請求書、説明、事情聴取及び質疑応答に基づく審査を数回、審査報告書の作成、審査報告書の議長への提出及び対象者への通知のような流れとなっているようですので、そのように進めてまいりたいと考えております。

○委員長（太田淳一君）

ただいま、事務局より説明がございましたが、質疑等ございますか。

○委員（志賀稔宗君）

進め方についてですが、今次長の方からは先進事例を、今後数回開いていくと。数回はどのぐらいかということはあるかもしれませんが、内容をよく、お話を、請求側あるいはその対象者側の話を十分聞くということは極めて大事ではありますが、そういう、いつまでもその会を何回も何回も重ねていくというふうなことをせずに、能率的に報告書まで至ればいいなと、こんな思いをして進め方というか、心がける進め方として、そんなふうに願いたいものだと思う次第です。

○委員（小川尚一君）

今のお話からすると、特段の期日、切るっていうか、任期も含めてですね、いつまでに結果を出すというのはないですが、要するに、決めた方が私もいいような気がします。

○事務局次長（門馬哲也君）

条例上の任期というものが、報告書の議長への提出、対象者への通知、そこまで終わったら任期終了という規定しかございませんので、そこまでどのぐらいの期間でやるかっていうことになろうかと思います。

○委員長（太田淳一君）

他に委員の皆さんご意見ございますか。

ただいまの小川委員の御意見の方は、今事務局次長の方のご説明のとおりでありますけれども、志賀委員の方から、なるべく早いようにというか、短縮した形で進めてはどうかというようなご意見がございました。今の流れから申し上げますと、先ほど提出者からの説明あるいは対象者への事情聴取は1日で終わらせれば、その次、質疑等々を含めると、おそらく4回ぐらいはかかるのかなというふうに、私としては感じておりますが、そういったような中で、極力まとめられるところはまとめながらということで進めてまいりたいと思いますが、そういった進め方でよろしいでしょうか。

○委員（小川尚一君）

回数は概ね四、五回程度とするにしても、それを1ヶ月に1回にするのか、2ヶ月に1回にすることによって、やはり最終的な目標というのをお示ししておかないと、その回数も成り立っていかないと思うんですがいかがでしょう。

○委員長（太田淳一君）

ただいま小川委員の方から期日、最後を決めた形で委員会の進め方どうですかというようなご意見ございましたが、委員の皆様からこの点についてのご意見ございますか。

○委員（今村裕君）

今、小川委員からもご指摘あったように、後ろですね。結果的にいつまでこれをまとめて議長の方に提出するかということだと思うんですけども、多分に、本人のお話を聞く、それを受けてまたこちらで審議をして、こういう方向でというふうなことで、もう一度本人に話をという機会はないと思う。またあんのかな。進め方で4回、5回ということであるならば、12月議会までには結論を出していきたいなという思いも含めながら、11月中旬ぐらいまでというふうに後ろを決めながら進めていったらどうか。要するに、1回目はいつに、2回目はいつというふうな形でスケジューリングで、週1というか、1回目に郡さんの話を聞くということになると思いますけど、それを受けて、我々の方からもディスカッションしながら、郡さんですよ、その後、退席した後、また2回目でこういうふうな形でつてことでどうでしょうかって言えば、必要に応じて郡さんのまた意見聴取というか弁明みたいな方で進むかと思いますが、それにしても4回もあれば、終結できると思いますんで、週1のペースがきついとすれば10日に1回でもいいし、11月中旬だとすれば、今日10月3日ですから、10日に1回ぐらいのペースでやれば4回ぐらいで11月中旬までにはまとめられるかなというふうに感じておりますがいかがでしょう。

○委員長（太田淳一君）

休議します。

午前10時18分 休憩

○委員長（太田淳一君）

それでは再開します。

ただいま休議の中で、委員の皆様から様々なご意見いただきましたことを委員長の方でまとめさせていただきます。

まず、当審査会次回の審査については、10月7日午後1時半からといたします。その内容につきましては、提出者を含め5名全員呼び出して、今回の提出内容を御説明いただきながら質疑等を行うということで進めます。委員会につきましては、最終的に11月末までには一定の結論を出すというようなことで、月2回程度ぐらいになるかと思いますが、そういった形で委員会を進めてまいります。また、委員会の審査会の傍聴につきましては、委員会の傍聴規程に準じた形で傍聴を許可するというような内容になることで決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

それではそのような日程内容で進めることといたします。

次に、3のその他に入りますが、委員の皆様から何かご意見ありますか

○委員（今村裕君）

今、南相馬市議会議員政治倫理条例を拝見させていただいておりましたけれども、審査会ってというのは、何か結論が出されたときに罰則規定があるとか、そういうことではないわけですよね。そもそも論として、そういうことではなく、さしずめこういうふうなことでまとめられましたんではないかと、これを議長に報告をして、本人も何がしかの、要するに、ここで言えば12条ですね、第12条に審査対象議員は、報告書において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならないというふうなことが明記されております。ればたらの話してもしようがないんですけど、この間の話を聞く限りには、この委員会を立ち上げて、そのことそのものを否定していたり、あるいはこちらで、これはあまり好ましくないんじゃないですかというふうなことでまとめたとしたところで、従わないというふうなことになった場合、今度2の方で、議長は対象議員が前項の措置、今言った話を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼回復するため必要な措置を講ずるものとする、今度議長に委ねられちゃうわけですよ。ここら辺の流れで、今一番どういうふうに理解したらいいのかなっていうのは、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならないというのは、どういうふうに理解すればいいのか。例えば、当該議員が何がしかのチラシで、こういうことがあったので、指摘を受けたので、このチラシについては訂正しますとか、取り消しますとか、出してから取り消しはないんでしょうけども、この辺はどういうふうに認識しながら進めていったらいいのか。最終的に、議長が、この前項のあれに従わないときには、

必要な措置を講ずるってのは、議長はどういう措置を講ずるのかも含めて、ちょっと認識だけ共通認識でないと、いろいろトラブルというか、11 月中に終わることもできなくなってしまう可能性も非常に高いと思いますので、その辺ちょっと整理をお願いしたいと思います。

○委員（志賀稔宗君）

今のお話全くそのとおりだと思いますんで、そもそもこれ、こうなってきたのは、いや困るな、これ改めてほしいんだよねっていうところは、このチラシを出すのはいい、このチラシの書き方、中身が問題がありますから、その中身を、今度からは改めて、常識的な中身を出してもらえれば、それが目指すところというか、必要な措置だったというふうに捉えていいんじゃないか。過去にさかのぼって、あれはうまくなかったとまでは言わなくても、今後そこを改めてもらうという意味合いじゃないでしょうかね。どうなんでしょう。

○委員（小川尚一君）

ここに書いてあるとおりで、私もそこんどこ気になってて、その前段の 11 条のところも、2 項のところに、市民に対して、要するに、報告ですね、速やかに審査結果を通知するとともに、市民に対して、その要旨を公表しなければならないとなっています。これはもう公にする必要があるんですね。ですから、その報告書の中身をどうまとめるかっていうのをここで決めるということがあって、まず最初に審査会を開くってのは、議長が認めて開いたわけですから、開いた中身に対して、今のチラシの内容を含めて、ここで審査要求された提出者の言うことがもっともであるというふうに認めたら、そのとおりに示せばいい話で、でも提出者の言ってることはちょっと認められないってなれば、それはそれでなくなるわけですから、いずれにしても報告の中身の問題だと。

○委員長（太田淳一君）

ただいまの今村委員そして志賀委員、小川委員の方からご意見ございました。

確かに、条例の中、第 11 条の部分で、今小川委員がおっしゃったとおりの内容で公表しなければならないと、市民に対して要旨を公表しなければならないということで、少なからず、例えば、ホームページであり、何なりで、この審査内容については市民の方に報告するというようなことになりますので、一定程度、この審査会で行った結論については、市民の方にも当然知っていただく、あるいは理解していただく機会があるということで、その先は、もう本人がそこに基づいて改めるのか、それともまた引き続き変わらずに行うのかはそこから先になると。また、改めて、この審査会を、また別の提出者から審査会の内容について不適切な行為または続けてるとか、そういった提案が出てくるのかもしれませんが、本委員会、今回の審査会については、あくまで提出者からあった意見の内容をまずは審査をして、それがどういったものなのかという一定の結論を出していくということが、まずは我々と審査会に与えられた内容ではないのかなというふうに私の方で思いますので、まずはそういった形で、今村委員の思いもあるかとは思いますが、そういった形で、まずは当委員会の方、審査会の中で結論を出して、まずは市民の皆様公表するというようなところで進めていければなというふうに思いますがいかがでしょうか。委員の皆様何かご意見ございますでしょうか。

○委員（小川尚一君）

そもそものが議場のにおいて、チラシの案件について、その前段の懲罰の部分もありますが、それを踏まえて、チラシの案件について、議運でというふうになった時点で、議運に諮ったところ、これは本来議場で行われたものではないので、以外なので、政治倫理条例の中でやっていただきたいというのがあって、ここが立ち上がったというような経緯がありますんで、それを踏まえて対応していただければよろしいかと。

○委員長（太田淳一君）

ただいま小川委員の方からご意見ございました。確かに、議場内のことであれば、議会運営委員会の中で一定程度の整理ができるのかなというふうに思いますが、今回のこのチラシに関しては、議会から外れたといいますか、議会以外の部分でありますので、そういったことで、まずは今回の審査会については、提出者から、議員といいますか、申し出のあった内容を粛々と審査していくというような流れになるのかなというふうに思いますが、そういった形で進めていければと思いますが、何かご意見ございますか。

休議します。

午前10時58分 休憩

午前11時 8分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開します。

先ほど今村委員の方からご意見がございましたが、休議の中で、委員の皆様様々な御意見等々ございました。その中で、まず今回の審査会の中での結論がどう生かされてくるのかなというようにご懸念があったわけですが、今審査会の最終的な報告書は、議会だより、あとは市議会のホームページへの掲載をするということで、今回の審査会の結果については、市民にお知らせするというようなことでありますし、ここまでのこの条例あるいは規定の中での限界なのかなというふうに思っております。また、この審査会での結果については、議長に答申いたしますので、その先は議長の方で、大変議長にはご負担をおかけいたしますけれども、議長の判断の中で進めていただくのかなというふうになるかと思います。この点について、委員の方から何かございますか。

休議します。

午前11時 9分 休憩

午前11時11分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開いたします。

他に委員の皆様からご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

なければ、以上で政治倫理審査会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時11分 散会